

第4章

「水場」に対する意識の変化

第1節 「水場」の環境に対する住民の意識

第1項 昭和54年「水害に関する意識調査」

(1) 調査の概要

『板倉町史』別巻四 利根川中流地域板倉町周辺低湿地の治水と利水 -水場の生活と知恵- (1980) は、「水場」の環境を理解するうえで、非常に貴重な知見を与えてくれる。その町史編纂に際し、町では「水害に関する意識調査」を町内 84箇所において聞き取り調査の形で実施し、昭和 54 (1979) 年当時の人々の水場における生活や意識を詳細に記録している。

水害に関する意識調査票

板倉町史編さん委員会
(1979.7調)

調査場所 _____ (耕地名 _____)

調査対象者氏名 _____ 性別 男・女 _____

調査実施日 昭和 54 年 月 日 _____ 担当者 _____

設問1. 水塚や揚舟を水害のために築いたり、吊るしたりしてありますか。
また稲刈のため田舟を利用していますか。

① 水塚……ある。 ない。 昔(塚)あった。
② 揚舟……ある。 ない。 昔(塚)あった。
イ 馬舟(大舟)が_____艘ある
ロ 普通舟(3間半)_____艘ある 合計_____艘
ハ あなたの家では揚舟を何年の水害まで使用しましたか。

二 水害時に揚舟を何人でどのようにして水上へ浮かせますか。また、舟の水漏れを防止するためにどのようなことをしていますか。

③ 田舟……ある。 ない。 昔(塚)あった。
イ 田舟はどのように使われていますか。
ロ 田舟はいつ頃まで使われていましたか。

ハ 田舟には①牛や馬にひかせる大型田舟と②人間がひいたり稲刈に使う小型田舟に大別できるが、あなたの家ではどうですか。
○大型田舟_____艘
○小型田舟_____艘 合計_____艘

④ その他
水害時に舟刈りといって、揚舟をおろして舟にのっていき、水中の稲を鎌で刈り取る作業をしたことがありますか。
ある。 ない。 昔(塚)までやった。
舟刈りの想い出があれば記して下さい。

設問2. 水塚の必要性と役割はなんでしょうか。

① 家人の生命・牛馬等の畜生の生命・財産や水塚のない近所の人々や水に流され助けを求めるいる人の救助等の役割があると言われていますが、どうでしょうか。
○そのとおりです。 ○わからない。

② 米・麦・味噌・醤油等の他に、家人の大切な衣類や家宝の汁物・緊急時の炊事用具等を収納しておく。

③ 水塚へ米や麦の積み方としては、最下部へ大麦俵、次に小麦俵、次に米の順に積みあげるとと言われていますがなぜでしょうか。

④ 水害時には、味噌・醤油のモロミ・オナメ等の樽の蓋を油紙やコモで覆ってから外部より水が入るのを防ぐために縛り、樽の首の部分は荒縄で縛ってから遊び縄といって 3~4 メートルをとて軒の柱につないでおく。
増水した時は樽は浮くが遠くへ流失することはない。また、減水する時は柱の荒縄を引き寄せるとき子供でも元の場所に戻すことができると言われています。あなたの家ではどのようにしていましたか。

⑤ 水塚の台上に少し広い場所があり、牛や馬等をつないでおく習慣がありますが、あなたの家ではどうですか。

⑥ あなたの家では水害に備えて1年分の飯米備蓄をしておき、今年水害があつて稲作が皆無であっても、家族の飯米は心配しないですむという習俗がありますかどうですか。

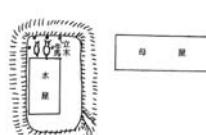
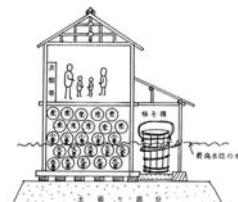
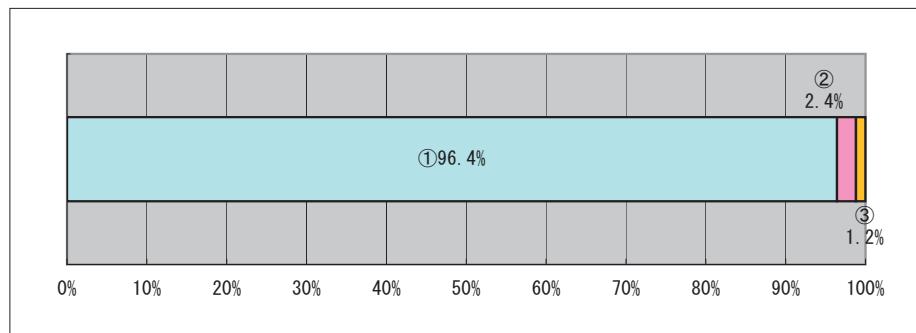


図 4-1-1 昭和 54 (1979) 年の水場に関する意識調査票 (一部)

(2) 調査結果からみる水場の環境に対する住民意識

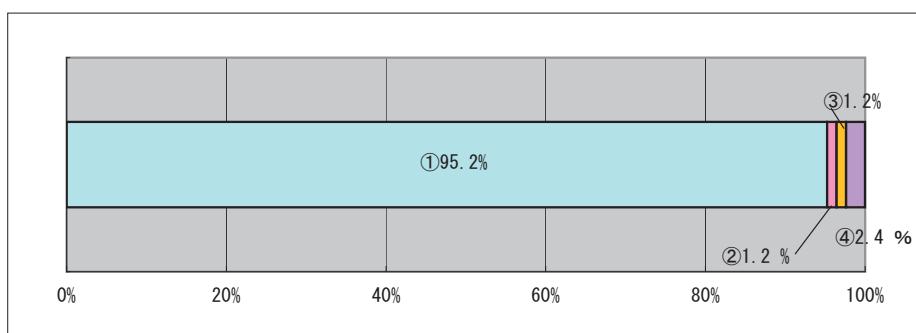
設問 A-4-1 「水場の一寸高」 という言葉を知っているか。

- ①知っている。／②知らない。／③その他。



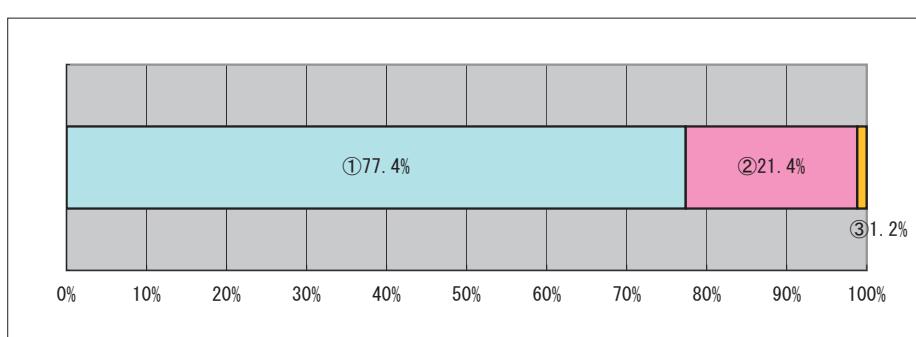
設問 A-4-2 「水場の一寸高」 という言葉があるが、なぜか。

- ①水害時において一寸高ければ家族の生命財産を守ることができるから。
②農作物を守ることができるから。
③結婚相手は浸水被害のない高い所に住む人とするべきだと言われているから。
④その他。



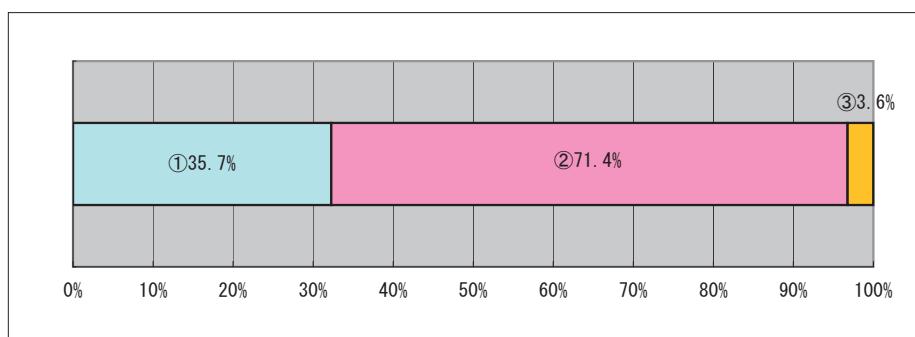
設問 A-9 水防小屋のことを知っているか。

- ①知っている。／②知らない。／③その他。



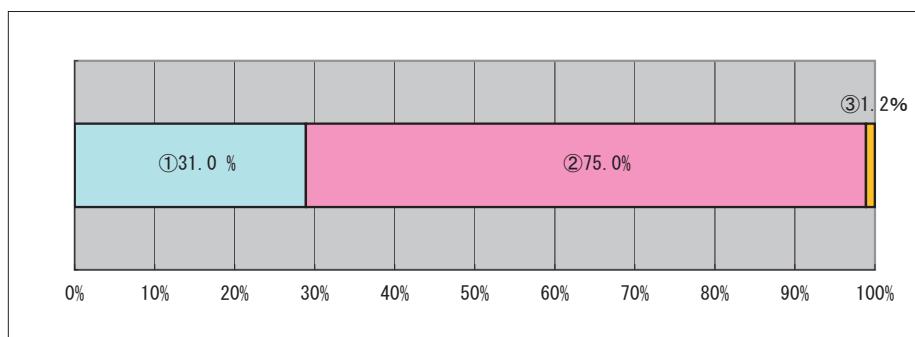
設問 A-12 水害時の備えとしての「水塚・揚舟・備蓄米等」の必要性はあるか。

- ①必要ない。／②水塚や揚舟は保存し、備蓄米は続ける。／③その他。



設問 A-13 もう水害の心配もなくなったので「水塚や揚舟」も無用になってしまった。
そこで処分することについてのあなたの考えを記して下さい。

- ①水塚や揚舟は不要なので処分する予定である。
②先祖が遺してくれた水塚や揚舟は今後も大切にする。／③その他。



第2項 平成9年「水場における「生活の知恵」について」調査

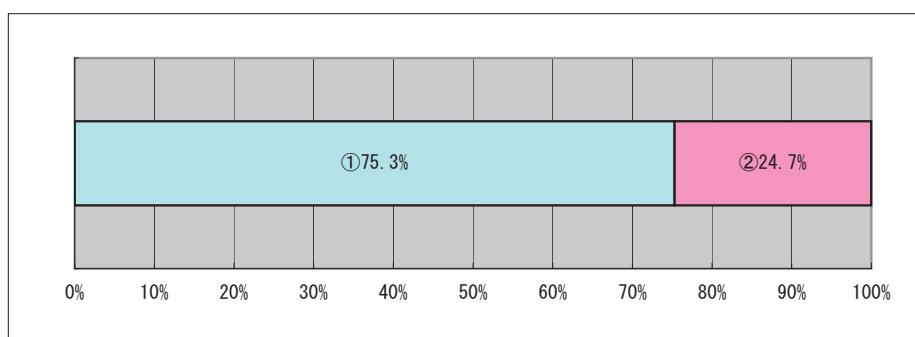
(1) 調査の概要

平成9(1997)年、昭和54(1979)年の調査時において水塚のある家に対して、郵送によるアンケート調査を行い、水塚の残存状況や水塚に対する意識を明らかにした。

(2) 調査結果

設問 B-1. 水塚は現在必要であるか。

- ①必要でない。／②必要である。



設問 B-2. 水塚を必要とする理由。

- ・ 板倉町は低地であり、50 年前の様なことがないという保障はないと思う。低地で生活する人の備えだと思います。
- ・ 万が一の水害時には欠かせない。
- ・ 文化財として必要である。
- ・ 日常必要でないもの（盆だな、昔の農具、民具など）をしまっておくのに必要である。

設問 B-3. 水塚を必要としない理由

- ・ 昔ほど大水が出ることはない。多少の大水は、防波堤があるので心配ない。
- ・ 堤防が強化され、上流にはダムができ、水害の心配がなくなった現在において、もし水害が起きるようであれば、その時は水塚は役に立たない。
- ・ 高い場所にあるので使い勝手が悪い。

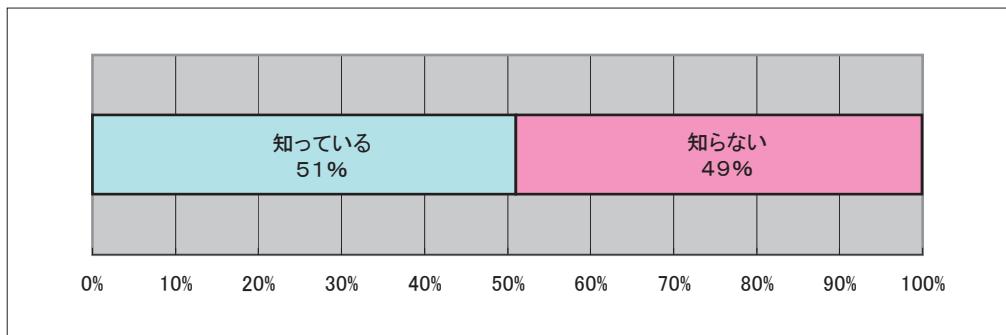
第3項 平成19年「水害に関する意識調査」

(1) 調査の概要

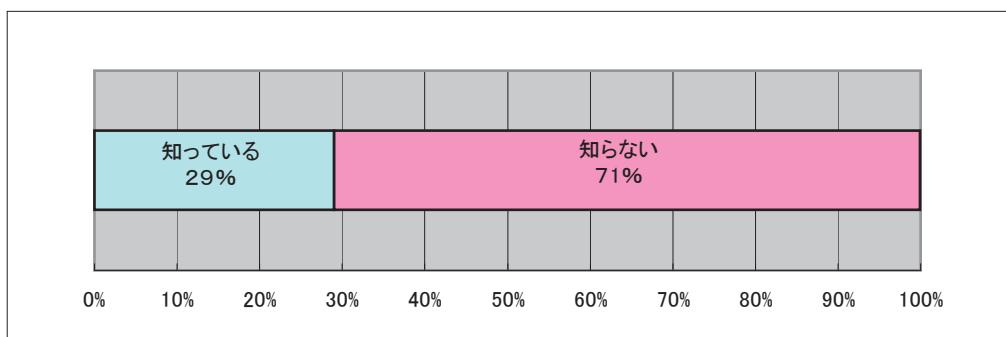
調査対象者および内容は、昭和54(1979)年に実施した調査に基づいて、次世代を対象(86箇所)に、平成19(2007)年、板倉町民俗研究会が実施したものである。

(2) 調査結果

設問1 「水場の一寸高」という言葉について、どんな意味ですか。

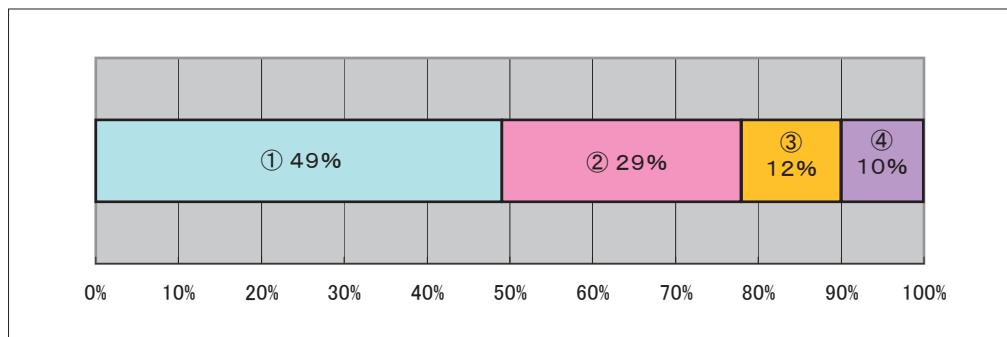


設問2 水害のための防災施設を、行政区単位または部落単位に作ってあるといいますが、その防災施設の名前はなんというか、ご存じですか。



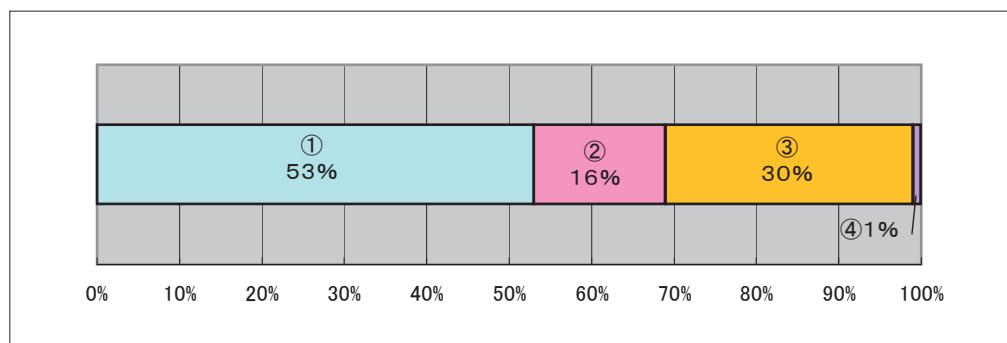
設問3 現在は上流地域にダム群ができ、洪水予防の役割を果たしているので、洪水の心配はなくなったといわれていますが、水害時の備えとしての、「水塚・揚舟・備蓄米」の必要性についてあなたはどうお考えですか。

- ①水塚や揚舟は保存し、備蓄米は続ける。
- ②全て必要ない。
- ③その他
- ④無回答



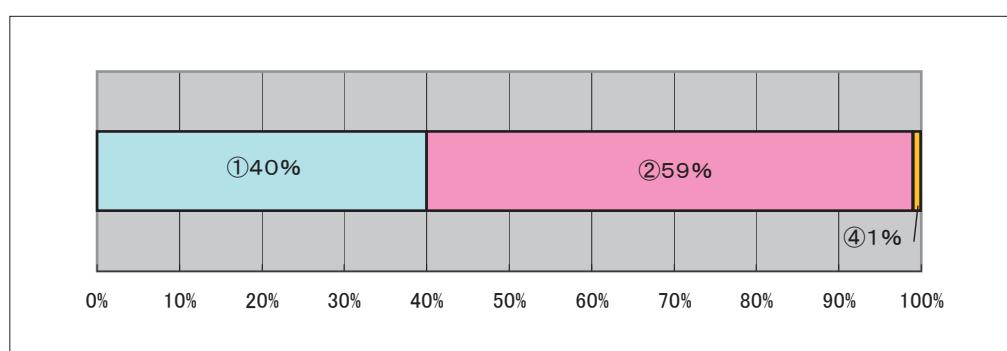
設問4 もう水害の心配もなくなったので、「水塚や揚舟」も無用になってしまった。そこで処分することについてあなたの考えを記してください。

- ①たとえ必要が無くなっても先祖が遺してくれた水塚や揚舟は今後も大切にする。
- ②水塚や揚舟は不要なので、処分する予定である。
- ③その他 ／ ④無回答



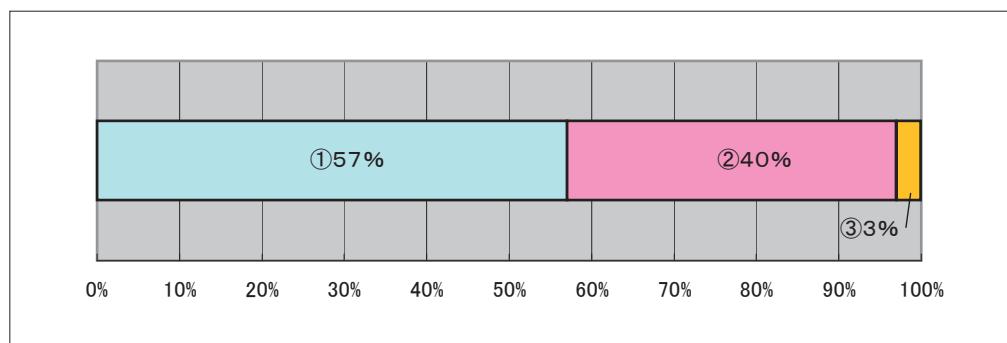
設問5 屋敷林は現在も必要ですか。

- ①必要である。／②必要でない。／③無回答



設問6 水場という言葉がありますが、それはどこまでの範囲を指しますか。

- ①板倉町全域 ／ ②板倉町の一部 ／ ③無回答



第4項 住民意識の変化

昭和 54 年と平成 19 年の調査をもとに、意識の変化をみると、「水場の一寸高」については、昭和 54 年には、町民の大半の人（96.4%）が「知っている」と答えており、「一寸高かったために助かった」という実体験を伴った結果であろう。家の建築はじめ、耕作等様々なところで、一寸でも高い地を求めていたことを伺い知る。それに比して平成 19 年になると、概ね感覚的に意味は解るが、「知らない」が約半数（49%）になっている。カスリーン台風から 32 年を経た昭和 54 年に比して、平成 19 年は 60 年という長い年月、幸いなことに大きな水害に見舞われていない。つまり体験者も少なくなり、口承として知っているだけで、実体験ではなくなってきたことによると思われる（昭和 54 年設問 A-4、平成 19 年度設問 1）。

決壊時の資材置き場である「水防小屋」についてであるが、かつて水防小屋は堤敷内に建っていたものの、現在では河川法等によりすべて取り払われている。そのため、昭和 54 年時には「知っている」は全体の 8 割弱であったのに対して、平成 19 年の調査では逆転し、8 割弱の方が「知らない」と答えている（昭和 54 年設問 A-9、平成 19 年度設問 2）。また、町で近年地域に配備している備蓄食糧等について知っているかとの問い合わせにも「知らない」との答えが多かった。

「水塚・揚舟・備蓄米」の必要性や保存への考え方であるが、昭和 54 年では 71.4% が「水塚や揚舟は保存し、備蓄米は続ける」と答えているのに対して、平成 19 年では 49% に減少している。しかしながら必要性を感じている方は、現在でも約半数に及ぶことが明らかとなった（昭和 54 年設問 A-12、平成 19 年度設問 3）。

また「水塚・揚舟」の処分については、「先祖が残してくれた水塚や揚舟は今後も大切にする」と答えた方が昭和 54 年には 75%、平成 19 年度では 53% であり、水害に見舞われていない時間の長さに伴って、減少傾向はある。しかし「水塚・揚舟」について、依然、半数以上の方が「今後も大切にする」と答え、保存への意識は現在も高いことが伺える（昭和 54 年設問 A-13、平成 19 年度設問 4）。

平成 9 年度には水塚のみに限り、その必要性をアンケートしているが、その結果 75.3% が「必要でない」と答えている。10 年を経た平成 19 年度では、水塚のみの必要性に関して設問していないため不明であるが、水塚の必要性に対する意識は、現在でもあまり変化していないように推察する。治水事業などにより水塚の必要となる頻度が減少していることは明白であるものの、「先祖が残してくれた」ということに対する敬意や文化財に対する社会的な要請が、水塚の保存への意識を高めていると推察される。

また、平成 19 年度のみで実施した屋敷林の必要性に関する設問（設問 5）では、必要は 40% にとどまった。屋敷林は水防のみならず、防風や木材確保、さらに地域らしい住まい方や景観を特徴付けるものであるが、昨今の住まい方の変化や維持管理の困難さを反映した結果と推察される。

第2節 「水場」における行政・地域の取り組み

第1項 行政の取組み

板倉町では、早くから地域特有の歴史・文化・自然を見直す取組みが行われてきた。その嚆矢といえるのが、町史の編纂である。「過去に歩んできた先人の苦労と生活の知恵を知り、それを土台として明日の豊かな町創りのための糧としなければならない。まさに「温故知新」の一大事業である。」（町史上巻「発刊のことば」）とあるように、地域そのものを見直そうという動きであり、これは、まさに高度経済成長を終えた当時のわが国全体の課題でもあった。

バブル経済が崩壊した90年代半ば以降、文化財研究誌及び広報紙の発刊、そして国民文化祭の開催や板倉学講座といった普及・啓発イベントを開催し、地域の歴史・文化・自然に対して広く町民の関心を喚起する取組みを継続的に行ってきました。

表4-2-1 行政による水場の文化の見直し取組み

年	できごと
昭和35（1960）年	板倉町民俗調査を実施（群馬県下において3番目）
昭和45（1970）年	町史編纂室の発足
昭和53（1978）年	板倉町史の発刊（1978～1989年） 「水塚・揚舟・田舟・備蓄米の悉皆調査」、「水場に関する意識調査」などを実施
平成7（1995）年	文化財調査研究誌『波動』Vol.1及び文化財広報紙『波紋』Vol.1の発刊
平成13（2001）年	国民文化祭「水の文化フェスティバル」開催
平成13（2001）年	文化財資料館開館
平成15（2003）年	第1回「板倉学講座」開催
平成16（2004）年	群馬県と板倉町共同プロジェクト「水郷いたくら 水文化のある風景活用プロジェクト」を組織

（1）町史の発行

昭和45（1970）年に発足した町史編纂室の精力的な活動により、通史編上下巻の刊行の間、93集という膨大な基礎資料を作成し、主なものを、9巻の資料編にまとめている。

『板倉町史』について調査執筆ができるだけ地元民の手で行ってきたことへの思いは、『板倉町史基礎資料』第49号「板倉町の民俗行事その2（1977）」のまえがきにみるので引用する。

「今までの調査は、どちらかといえば旅人がひょっこりきて何地点か時期に関係なく調査して、全体を推論して報告する場合が多かった。何時の時代でも歴史を作り支え文化を創ってきた常民といわれる農民は、正月やお盆の行事はその時がきて始めてその準備をし、行事を行うのであって、支配者や学問のある者のように、文字や頭の中に学問として記憶していないので

ある。体で覚え血で伝承しているところに大きな相違点がある。つまり、今夏の調査のねらいは、旅人の調査でなく、自分達の先祖が昔から受け継いできた素晴らしい文化をこの土地に生を享けている者として、点でなく面として把え探求しようとした。」

昭和 55(1980)年、別巻四の刊行の折、「地域史に関するシンポジウム」を開催し、地域史の作成からまちづくりを考えている。

そして農民たち自身の手による調査は、全国例のないものとして評価され、昭和 59 (1984) 年、『板倉町史』は、「第 3 回風土賞」を日本地名研究所より受賞する。

(2) 文化財調査研究誌『波動』及び文化財広報紙『波紋』の発行

文化財調査研究誌『波動』及び文化財広報紙『波紋』とともに、板倉町教育委員会によって平成 7 (1995) 年よりほぼ毎年発刊されている。テーマは幅広く、自然環境、生態系、食文化、歴史的事件、出土品、水塚など、板倉の歴史、文化、自然を対象としている。水と関わりある地域の文化を見直し、再認識していこうという試みであり、多くの専門家による寄稿は、板倉の文化的価値の幅広さを物語っているといえる。

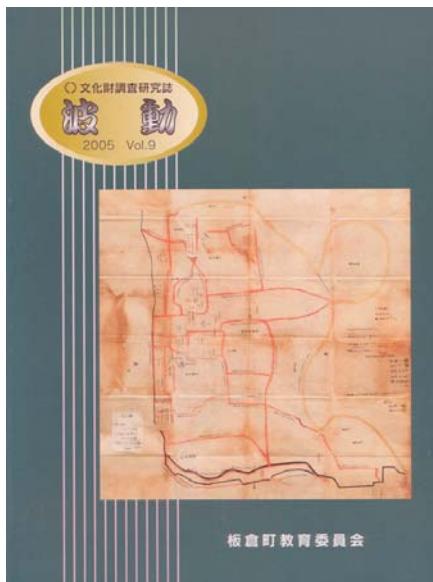


図 4-2-1 『波動』 Vol. 9 (2005 年)



図 4-2-2 『波紋』 Vol. 11 (2005 年)

(3) 国民文化祭

国民文化祭は、昭和 61 (1986) 年に第 1 回が東京で開催され、その第 16 回が平成 13 (2001) 年群馬県を舞台に開催された。板倉町では、「水の文化フェスティバル」として地域の文化をアピールする様々なイベント（揚舟ツアーや、水車の体験、漁法の実演等）が行われた。この国民文化祭は、これまでの町の取組みを内外に発信する格好の場となった。

(4) 板倉学講座

平成 14 (2002) 年度以来、地域の文化を見直し、再認識するという目的で、「板倉学講座」が開かれている。毎年 5 名ほどの講師が板倉の歴史・文化・自然をテーマに、各々の見地から多面的に、水場における文化の価値を町民に広めている。

表 4-2-2 板倉学講座の内容（平成 15 年度～平成 17 年度）

平成 15 (2003) 年度	平成 16 (2004) 年度	平成 17 (2005) 年度
「雷電神社の建築について」 (村田敬一氏)	「水塚・水屋・段蔵—日本各地の水防建築ー」 (伊藤安男氏)	「利根川の水運と高瀬舟」 (川名 登氏)
「利根川の流路変遷と水害」 (大熊 孝氏)	「渡良瀬川の河道変遷」 (澤口 宏氏)	「雷電神社所蔵『高瀬舟の絵馬』から見える利根川水運」 (島田 洋氏)
「除川村の古絵図を読み解く」 (築瀬大輔氏)	「土面となかま」 (小野美代子氏)	「スミツカリのルーツを追って—平安時代の近江国から板倉町までー」 (松本忠久氏)
「地域対立から見た渡良瀬遊水地の成立」 (松浦茂樹氏)	「文化財保護法の改正と文化的景観」 (本中 真氏)	「板倉の水塚 課題と提案」 (加藤誠洋氏)
「板倉の風土と環境のうつりかわり—縄文海進から現代までー」 (辻誠一郎氏)	「アンバ大杉の信仰」 (大島建彦氏)	「利根川中流部の排水機—自然排水からポンプによる強制排水へー」 (熊倉一見氏)

第 2 項 町民の取組み

(1) 民俗研究会の取組み

昭和 49 (1972) 年に発足した有志による地域活動組織、農具や民具の収集・保管、そしてそれらの活用を主たる活動としている。活動は多岐にわたり、歴史を遡れば、町史編纂事業においては、水塚や揚舟の悉皆調査がある。『板倉町史基礎資料』第 75 号 板倉町の民俗行事その 3 (1978) の小森谷町長の序文に、「調査項目や設問事項が膨大なため、質問する側もそれに答える側も真剣そのものであり、あるものは全部語ろうとし、思い出すのに時間がかかったり、言おうとしているのが伝わらないもどかしさ、…(中略)…何回か訪ねてようやく一つの調査票が完成されるとの話を民俗研究会の若者から聞かされ…彼の手を思わず握りしめ… (中略) …調査にあたった人も専門家でなく、農民であり、語る人も農民である。そのため土に生きる者同士として共鳴し…」と民俗研究会の苦労が見てとれる。また、発案者である現町長が「地域

史に関するシンポジウム研究集録」(1981)の中で、「自分たちの町の調査は自分たちの手で行いたい」というのが町史編纂において住民参加の調査のきっかけとなったとある。さらに水害を受けながら苦労して買った農機具類が消えていくことを憂いて民具の収集がはじめ、川や沼から多大な恵みを受けていたので、汚染問題や農業用水などから水問題への取り組みがはじまると述べている。

そして、歴史民俗資料館の建設（未実現）のための資料収集や町民への普及など地道な活動を行ってきた。

特に近年は、平成13（2001）年の国民文化祭時に揚舟を谷田川に浮かべたことをきっかけに「揚舟ツアー」を実施するようになり、毎年恒例の観光事業として定着している。また、川田の保存にも取り組み、第5回村の伝統文化顕彰において、農林水産省農村振興局長賞を受賞した。それらの成果をまとめた「水郷のわざと生業」(2005)を発刊し、板倉町における「水場」の理解と継承に多大なる貢献をしている。

第5章

板倉町における 「水場」の景観特性

第1節 「水場」の景観特性

利根川、渡良瀬川、谷田川の主要三河川が東流し、低平かつ湿潤な沖積低地が広がる板倉町は、絶えず水害と対峙する過酷な自然環境を有し、人々は、それを克服、あるいはそれと共生することを求められてきた。人々は、居住の安定性や農業の生産性の向上を求め、不斷の努力を重ね、豊かな穀倉地帯を築き上げ、「水場」としての特有の文化を醸成させてきた。

そして現在、時代の変化を受け入れながらも、本質的な部分に関しては、「水場」における伝統を継承し、さらに土地利用のあり方にも「水場」としての独特的景観を維持している。この「水場」の文化的景観は、1) 低地開発の歴史を現在に伝える景観、2) 低地の自然に対応したくらしのあり方を継承する景観という、不可分な二つの視点から、その特性の概要を整理することができる。

①低地開発の歴史を現在に伝える景観

板倉町を流れる河川は、地域に豊かな水環境と肥沃な土壌をもたらす一方、多大なる洪水の被害を与えてきた。その厳しい自然環境を制御するために、中世末の榎原康政の時代以降、多様な堤防が築造されてきた。地域全体（館林藩領）を洪水から守る囲堤（文禄堤）と呼ばれる利根川や渡良瀬川の連続堤、板倉沼と谷田川に挟まれた小保呂周辺を遊水地として機能させるため一部を開口した谷田川の堤防、特定の集落を水害から守るための横手堤などが存在する。これらの堤防の築造は、自然堤防上の集落と後背低地上の水田の開発を可能とし、広大な水田地帯に列村の形態をとる自然堤防集落が点在する現在の板倉町の景観の原型を造り出した。また、囲堤という名称が示すとおり、堤は河川と低地を区分するとともに、板倉町の領域を炙り出している。

加えて、近代以降も絶え間ない治水事業が施され、渡良瀬川の治水事業を始めとする大規模な土木事業とあいまって、堤防の大規模化や流路変遷、さらには絶え間ない内水排除、耕地整理の結果、現在の整然かつ広々とした水田景観が形成してきた。

洪水が発生しなくなって60年来が経過している現在においても、治水の履歴とも言える多くの土木遺産が低地に散見できるとともに、現在も排水ポンプなど「水場」に特有な治水・利水技術が、地域の生活を支えている。

②低地の自然に対応したくらしのあり方を継承する景観

中世末以降の積極的な土木事業と相まって、現在に繋がる「水場」の生活文化が展開していくものと推察される。

その厳しい自然条件下において、板倉町に生きた先人たちは、居住や耕作等を行うために、大規模な土木技術を拠り所としながらも、基本的には水場の自然に適した居住や耕作のあり方を編み出してきた。そのあり方を示す言葉として、板倉町には「水場の一寸高」という言葉があり、土地利用や生活・生業において、その言葉に従った様々な工夫が行われてきた。

現在も土地利用や生活のあり方に「水場の一寸高」を表す姿は現存し、治水によって洪水の発生しなくなつて60年来が経過する昨今においても、土地の高さを重視する、また、土地の高さに適合した土地利用や居住のあり方が、概ね継承されている。

第2節 自然堤防集落と谷田川の景観特性

板倉町の「水場」としての特徴は、主に頻繁に洪水流の影響を受けた低地に強く、そのうち、低地において人々が居住の場とした自然堤防上の集落や、水場の治水や生業に重要な役割を果たした谷田川流域は、低地開発の歴史を現在に伝え、また、低地の自然に対応した暮らしのあり方を継承する立地として、その歴史性や地域性を継承する「文化的景観」を有している。

(1) 自然堤防集落の景観特性

自然堤防集落およびその周辺の後背低地も含め、地形条件に対応した土地利用のヒエラルキーが明確である。沖積低地の微高地であり、水害の恐れの少ない自然堤防を居住の場とし、そのなかでもより高い土地にさらに盛土（地形）を施し、主屋や水塚を配置し、その周囲には防風・防水のための屋敷林が植えられる。さらに、自然堤防上の相対的な低地は畠地として利用され、また、周囲の後背低地には水田が広がり、明確な土地利用区分がなされている。

一見真平らに見える沖積低地において、河川に沿って帶状に形成されている自然堤防集落は、堤防、水塚、あるいは屋敷林によってその微高地がより強調される。このような土地利用のあり方は、板倉町において教訓として伝わる「水場の一寸高」という人々の生活の知恵や技術を具現化したものであり、「水場」の景観を象徴するものである。

（自然堤防集落の景観特性）

- ・ 集落は自然堤防の地形に従い、まとまりがある。
- ・ 集落-堤防-河道（跡）の一体性を有する。
- ・ 自然堤防は集落・畠地、周辺低地は水田として利用され、土地利用が対照的である。
- ・ 屋敷や水塚の立地は、自然堤防において最も高い場所が選択されており、「水場の一寸高」の意識を表している。
- ・ 水場の地域性を示す要素が多く分布する。

表 5-2-1 各自然堤防集落における景観特性

地区・区間	景観特性	近年の大きな変化
①西岡新田	<ul style="list-style-type: none"> 自然堤防の規模は大きいものの断続的であり、集落は地形に従い、断続的に分散している。 渡良瀬川に近接するものの、一体感は失われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高速道の縦断 工場の近接
②旧矢場川	<ul style="list-style-type: none"> 連続的な自然堤防に、堤状の土盛りがなされ地形が強調されている。集落は地形に沿い典型的な列村としての景観を有する。 河川は存在しないが、集落の分布が近世初期までの上野・下野国境を現す。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場の近接（大曲）
③離	<ul style="list-style-type: none"> 自然堤防は規模が大きく、旧河道に沿って文禄堤が築かれる。集落は堤上ののみならず、自然堤防上に広がる。 渡良瀬川旧河道の盛土や文禄堤の一部消失など、河川や堤防との一体感は失われつつある。 	
④海老瀬	<ul style="list-style-type: none"> 連続的な自然堤防に、文禄堤が形成され地形が強調されている。集落は地形に沿って形成され、典型的な列村としての景観を有する。 かつての水害の様子を今に伝える池沼（落堀）が多く見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ニュータウン等と近接（下新田・中下）
⑤谷田川 左岸	<ul style="list-style-type: none"> 谷田川堤防を利用し、列状に屋敷が形成されている。 堤防道路は旧古河往還であり、集落の主要動線をなし、谷田川-街道-集落の一体的な景観を望むことが出来る。 	
⑥谷田川 右岸	<ul style="list-style-type: none"> 左岸と同様に堤防を利用し、列状に屋敷が形成されている。 	
⑦下五箇	<ul style="list-style-type: none"> 旧合の川は、古代から続く武藏・上野国境であり、さらに近世の利根川東遷事業を物語る。その長大な旧河道の形状が、ほぼ完全に現在に伝えられる。 旧合の川に沿い、堤防を主要動線とした集落が典型的な列村としての景観を構成している。 	※都市計画道路が縦断する構想があり
⑧利根川	<ul style="list-style-type: none"> 自然堤防は広大であり、集落は自然堤防上に様々な配置で分布する。 集落南端に築かれた文禄堤は、現在は高規格堤防となった。堤防に遮られ、利根川と集落の景観的な一体感は感じられない。 	<ul style="list-style-type: none"> 東端において防災ステーションを建設

（2）谷田川の景観特性

谷田川は、低地の排水を基幹をなす河川として、また、生業の場として盛んに利用された河川であり、その歴史性や生業との係りの姿を現在に伝えている。

谷田川の河道の位置や規模は、近世以来、大きな変化はなく、堤防は、一部を除き、概ね文禄の頃に、囲堤の一部として構築されたものが、部分的な改修を重ねながら、現在に踏襲されている。堤は下流側が細くなり、増水時における利根川、渡良瀬川からの逆流を防ぐ構造といわれている。また、その上流側の堤帯幅は広く、遊水地としての機能を担ったものであり、これらの構造を現在も踏襲している。

また、谷田川は、現在も豊かな自然環境を有しており、自然と人間の様々な係わりが現在に

伝えられている。谷田川の高水敷には、アカメヤナギの優占する高木ヤナギ林が多く成立し、「ヤナギ山」と呼ばれる。これは、薪炭材として採取され、人々の日常的な管理のもと維持されてきた。また、溝状の堀を掘りその掘削土を客土して造成する「川田」がみられ、好条件の土地の少ない低湿地帯における開墾の様子を伝える。

一方、谷田川は豊かな漁場を提供し、多様な漁法や漁具を生み出し、現在でも地引網やキリゴミなどの伝統的漁法は継承され、漁労の風景をみることができる。また、レクリエーションとしての釣りも盛んに行われている。

このように、人々が豊かな河川環境を享受し、それを有効に利用することによって、独特の河川の景観が生み出されている。

(谷田川の景観特性)

- ・ 地域の水防・排水機能を担うための堤防や河川敷の形態を現在に踏襲している。
- ・ 身近な河川として、用水や生業の場としての利用、水場の文化を見直す新たな活動が展開されている。
- ・ 生業を支えた豊かな自然環境が、現在もなお概ね良好に継承される。
- ・ 水場の地域性を示す要素が多く分布する。
- ・ 植生や土地利用に基づき、各区間の景観は独自の特性を有する。

表 5-2-2 谷田川の各区間における景観特性

地区・区間	景観特性	近年の大きな変化
区間 I	・ 広大な水田としての河川敷の景観を有する。	・ 左岸に流通団地が近接
区間 II	・ 上流側は多くの人々が集う公園として、下流側は多様な植生に彩られ、谷田川の自然の豊かさを感じできる景観を持つ。 ・ 豊かな自然と自然に対応した伝統的利用を今にとどめる景観である。	・ 上流側は公園利用
区間 III	・ 河川敷の幅が著しく広く、遊水地としての機能や景観を有する。 ・ 左岸はゴルフ場として利用、右岸は地域の用水源として重要な八間樋堰を中心とした景観が望まれる。	・ 大半をゴルフ場として利用
区間 IV	・ 河道および河川に寄り添う集落が一体となる。特に左岸堤防は旧古河往還であり、河川-街道-集落の一体的な景観が望まれる。 ・ 旧合の川との合流部の中洲には水田が形成され、中洲に至る沈下橋を含め、河川敷の伝統的利用を今にとどめる景観である。	
区間 V	・ 谷田川が板倉町における重要な排水経路であることを認識できる景観である。	※排水機（昭和 23 年）撤去の予定

第6章

重要文化的景観選定に 向けての課題

本町では、文化的景観保存調査に引き続き、重要文化的景観の選定に向けて、文化的景観保存計画の立案作業を進めるものである。重要文化的景観選定の申出を行うにあたって、今後取り組むべき課題を整理する。

第1節 水場の文化的景観保存をめぐる文化政策的課題

第1項 文化的景観保存計画策定の範囲

今回、詳細調査を行った自然堤防集落及び谷田川流域の全体は「文化的景観」として、将来的には、重要文化的景観の選定を受けるべく、保存計画を策定することが望まれる。しかし、広域にわたるため、段階的に進めることが必要とされる。今後策定される保存計画においては、当面優先的に選定を目指す範囲を定めておく必要がある。

対象範囲の設定にあたっては、今回保存調査を実施した中でもとりわけ良好に維持されている地域、保存が危ぶまれる状況があり早急に取り組むべき課題がみられる地域、あるいは、まちづくり団体等により新たな保存活用の積極的な展開が期待できる地域などについて、考慮する必要がある。なお、土地の所有者等の十分な理解と協力が得られることが前提である。

以上に基づき、段階的な選定に向けた範囲の考え方を以下に示す。

<段階的な選定に向けた範囲の考え方>

以下 a～d の順で剪定を目指す。

- a . 海老瀬地区、谷田川の区間Ⅱ
⇒保存の緊急性、学習の場として重要性
- b . 谷田川の区間Ⅲ～区間Ⅳ（集落を含む）
⇒海老瀬から谷田川の連続性を確保
- c . 谷田川の区間Ⅰ・Ⅴ、下五箇地区
⇒谷田川を基軸とし、海老瀬から下五箇地区までさらに延長
- d . 離地区、旧矢場川地区、利根川地区、西岡新田地区

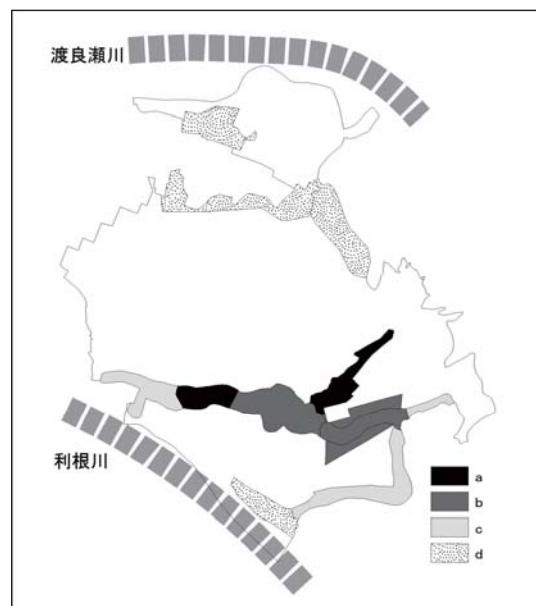


図 6-1-1 段階的な選定の考え方

課題として、a～d における重要文化的景観の選定の取り組みは、長期化が懸念される。このため、地域の水防の基軸となる谷田川と、利根川東遷事業の瀬替えの有り様を色濃く残す旧合の川を基軸とした a～c に相当する連続性の高い区域についてのみ、選定を目指すことも検討する。

また、利根川や渡良瀬川の両河川域は、近代以降も大規模な土木事業が継続され、伝統的な生活生業との係りが希薄となつてはいるものの、地域の自然や歴史を把握する上で非常に重要なため、これらの河川の位置づけについても、今後検討する必要がある。

第2項 文化的景観の構成要素の町指定

文化的景観と同時に取り組む保護政策として、町民が地域に誇りと愛着心がもてるような施策を図っていく。さらには景観構成要素である水塚の登録文化財もしくは町指定文化財の推進、さらには揚舟など民俗文化財の町指定の推進などがある。できればそれらを公開、普及できる核となる資料館の設置なども考えていきたい。

第2節 申出のための法整備および関連計画との調整

第1項 景観法と景観関係条例の整備

保存計画を策定し、選定申出を行うにあたっては、町は景観法に基づく景観行政団体となった上で景観計画を策定し、景観計画区域が定められていることが前提となる。板倉町は景観行政団体としての手続きをし、今後景観計画策定に着手する予定である。

本町における景観計画は町域全体を対象とすることが予定されており、文化的景観の保存と活用に配慮した内容であることが望まれる。景観計画策定に伴い、将来的には景観農業振興地域計画の策定の検討も予測されるところであり、これらについても同様の配慮を求めていきたい。

第2項 関連計画等との調整

景観計画の他にも、板倉町第四次総合計画・都市計画マスタープラン等との既計画との調整が必要となってこよう。

第3節 近隣市町村との連携

利根川中流域における板倉町と共に通する地域特性をもった近隣市町村には、水塚を伴う屋敷が残る地域や集落の周囲に池沼を多く残す地域がある。あるいは、渡良瀬遊水地など、板倉町の水害克服の歴史を語る上で欠かせない要素は、町域にとどまらないものである。利根川を軸とした広域連携にも考慮していく必要がある。

第4節 体制づくり

第1項 行政・専門家・住民等の連携体制

文化的景観を保存し活用していくことは、地域固有の水文化に根ざした「まちづくり」であると考える。そのためにも、住民が積極的に参画できるよう、行政は、連携体制はもちろんのことコーディネートしていく必要性がある。

【行政】 専門家・住民等の関わりを積極的に促す仕組みづくりと支援

【専門家】 文化的景観保存活用に関する委員会、景観審議会等の組織づくり。さらには、組織間の連繋体制づくり。

【住民】 保存活用の主体となる住民の理解を促すための取り組み、組織化。

既存団体（民俗研究会）のさらなる展開および支援。

第2項 庁内体制の充実

保存計画策定に向けて、担当する教育委員会において専任体制をとるとともに、関連各課が参画した推進体制を組織し、円滑な事業推進を図るものとする。

とりわけ、文化的景観保存計画と平行して検討が進む景観計画における全体目標や地区別方針、あるいは具体的な行為規制及び誘導策等は、文化的景観の保存活用に大きな影響を与えるものであることから、景観計画が文化的景観の保護にとってより良い効果をもたらすよう、一体のものとして十分な調整を図る必要がある。

【参考文献】

- 1) 板倉町史編さん委員会 1986 『板倉町史』 通史 上巻
- 2) 板倉町史編さん委員会 1986 『板倉町史』 通史 下巻
- 3) 板倉町史編さん委員会 1977 『板倉町史』 別巻一 資料編 足尾鉱毒事件
- 4) 板倉町史編さん委員会 1979 『板倉町史』 別巻二 資料編 板倉町周辺の言語 方言
- 5) 板倉町史編さん委員会 1979 『板倉町史』 別巻三 資料編 気象・植物・池沼
- 6) 板倉町史編さん委員会 1980 『板倉町史』 別巻四 資料編 板倉町周辺低湿地の治水と利水
- 7) 板倉町史編さん委員会 1980 『板倉町史』 別巻五 資料編 板倉町の郷土芸能と水害圏の信仰
- 8) 板倉町史編さん委員会 1981 『板倉町史』 別巻六 資料編 板倉町史近世史料集
- 9) 板倉町史編さん委員会 1982 『板倉町史』 別巻七 資料編 地形地質・動物・環境
- 10) 板倉町史編さん委員会 1983 『板倉町史』 別巻八 資料編 板倉の民俗と絵馬
- 11) 板倉町史編さん委員会 1984 『板倉町史』 別巻九 資料編 板倉町の遺跡と遺物
- 12) 板倉町教育委員会 1995 『波動』 Vol.1
- 13) 板倉町教育委員会 1998 『波動』 Vol.2
- 14) 板倉町教育委員会 1999 『波動』 Vol.3
- 15) 板倉町教育委員会 2000 『波動』 Vol.4
- 16) 板倉町教育委員会 2001 『波動』 Vol.5
- 17) 板倉町教育委員会 2002 『波動』 Vol.6
- 18) 板倉町教育委員会 2003 『波動』 Vol.7
- 19) 板倉町教育委員会 2004 『波動』 Vol.8
- 20) 板倉町教育委員会 2005 『波動』 Vol.9
- 21) 板倉町教育委員会 2006 『波動』 Vol.10
- 22) 板倉町教育委員会 1995 『波紋』 Vol.1
- 23) 板倉町教育委員会 1996 『波紋』 Vol.2
- 24) 板倉町教育委員会 1997 『波紋』 Vol.3
- 25) 板倉町教育委員会 1998 『波紋』 Vol.4
- 26) 板倉町教育委員会 1999 『波紋』 Vol.5
- 27) 板倉町教育委員会 2000 『波紋』 Vol.6
- 28) 板倉町教育委員会 2001 『波紋』 Vol.7
- 29) 板倉町教育委員会 2002 『波紋』 Vol.8
- 30) 板倉町教育委員会 2003 『波紋』 Vol.9
- 31) 板倉町教育委員会 2004 『波紋』 Vol.10
- 32) 板倉町教育委員会 2005 『波紋』 Vol.11
- 33) 板倉町教育委員会 1994 『板倉町の文化財』
- 34) 板倉町教育委員会 1997 『板倉町の自然環境'97』
- 35) 板倉町教育委員会 2005 『渡良瀬遊水地と谷田川下流域の自然環境 2005』
- 36) 板倉町教育委員会 1992 『板倉町の遺跡－町内遺跡詳細分布調査報告書－』
- 37) 板倉町教育委員会 2001 『町内遺跡－国道 354 号線改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－』
- 38) 板倉町教育委員会 2004 『町内遺跡 IX－板倉遺跡・岡村遺跡・大道遺跡－』
- 39) 板倉町教育委員会 2003 『命のかけ橋 水塚』
- 40) 板倉町教育委員会 2004 『水防建築「水塚」調査報告書』
- 41) 板倉町教育委員会 2006 『水塚屋敷構え調査』
- 42) 板倉町教育委員会 2005 『水が育んだ文化－生活そして歴史－』
- 43) 板倉町民俗研究会 2005 『水郷のわざと生業』
- 44) 板倉町民俗研究会 2006 『高瀬舟』
- 45) 板倉町伝統的水郷空間活性化委員会 2006 『群馬県板倉町 水郷の伝統食』
- 46) 群馬県教育委員会 1981 『群馬県歴史の道調査報告書』第九集 古河往還
- 47) 群馬県教育委員会 1982 『群馬県歴史の道調査報告書』第十三集 利根川の水運
- 48) 群馬県教育委員会 1983 『群馬県歴史の道調査報告書』第十四集 日光への脇往還

- 49) 群馬県教育委員会 1983 『群馬県歴史の道調査報告書』第十七集 鎌倉街道
- 50) 群馬県教育委員会 1988 『群馬県歴史の道調査報告書』第十集 利根川の水運
- 51) 群馬県土木河川課 2003 『河川水辺の国勢調査について』
- 52) 群馬県・板倉町教育委員会 2005 『県・板倉町共同プロジェクト－水郷いたくら 水文化のある風景活用プロジェクト報告書－』
- 53) 群馬県教育委員会 2006 『平成17年度ふるさと文化再興事業・伝統文化総合支援研究事業報告書 水辺の回廊エコミュージアム－環渡良瀬遊水地及び利根川東遷地域におけるサテライトモニタリング調査－』
- 54) 利根川上流部河川景観計画検討委員会 2005 『「利根川の景観」を訪ねる』
- 55) 国土交通省 利根川上流河川事務所 2006 『沿川地域に見られる利根川の景観』
- 56) 邑楽土地改良区 1982 『邑楽土地改良区事業史』
- 57) 板倉町 1993 『板倉農業振興地域整備計画書 農業・農村再編型計画書』
- 58) 板倉町 1993 『農用地利用計画』
- 59) 板倉町 2002 『板倉町第4次総合計画－光と水とふれあいの学園都市・板倉－』
- 60) 板倉町都市開発課 2005 『板倉町都市計画マスタープラン』
- 61) 板倉町都市開発課 2005 『板倉町都市計画マスタープラン ダイジェスト版』
- 62) 群馬県 1993 「板倉ニュータウン新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価準備書案」
- 63) 群馬県 1993 「板倉ニュータウン新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価補足資料」
- 64) 第16回国民文化祭・ぐんま 2001 記録委員会 2002 『第16回国民文化祭・ぐんま 2001から 生命の発見』

**群馬県板倉町
水場の文化的景観保存調査報告書**

編 集 平成19年3月30日
印刷日 平成20年3月31日
発行日 平成20年3月31日
発 行 板倉町教育委員会
邑楽郡板倉町大字板倉2067
TEL (0276)82-1111
印 刷 朝日印刷工業株式会社

*印刷製本は、平成19年度群馬県地域振興調整費の補助による。

